

高鍋町告示第4号

平成27年第1回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年2月27日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成27年3月5日(木)

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

池田 堯君	水町 茂君
山本 隆俊君	津曲 牧子君
岩村 道章君	岩崎 信や君
青木 善明君	柏木 忠典君
後藤 正弘君	中村 末子君
黒木 博行君	黒木 正建君
春成 勇君	八代 輝幸君
緒方 直樹君	永友 良和君

○3月9日に応招した議員

同上

○3月10日に応招した議員

同上

○3月20日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成27年3月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 定期監査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)〔平成26年度高鍋町一般会計補正予算(第8号)〕
- 日程第6 同意第1号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 同意第2号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 同意第3号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第10 議案第2号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第11 議案第3号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第4号 平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第5号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第6号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第7号 高鍋町課設置条例の一部改正について
- 日程第16 議案第8号 高鍋町行政手続条例の一部改正について
- 日程第17 議案第9号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第10号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第11号 高鍋町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第12号 高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第13号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第14号 高鍋町子どものための教育・保育給付の支給認定に関する条例

- の制定について
- 日程第23 議案第15号 高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第16号 高鍋町保育所条例の制定について
- 日程第25 議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第18号 教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第19号 小丸河川敷広場多目的施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第20号 高鍋町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第29 議案第21号 平成27年度高鍋町一般会計予算
- 日程第30 議案第22号 平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第31 議案第23号 平成27年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第32 議案第24号 平成27年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第25号 平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第34 議案第26号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第35 議案第27号 平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第36 議案第28号 平成27年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第37 議案第29号 平成27年度高鍋町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 定期監査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）〔平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）〕
- 日程第6 同意第1号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 同意第2号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 日程第8 同意第3号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第10 議案第2号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第11 議案第3号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第4号 平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第5号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第6号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第7号 高鍋町課設置条例の一部改正について
- 日程第16 議案第8号 高鍋町行政手続条例の一部改正について
- 日程第17 議案第9号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第10号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第11号 高鍋町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第12号 高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第13号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第14号 高鍋町子どものための教育・保育給付の支給認定に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第15号 高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第16号 高鍋町保育所条例の制定について
- 日程第25 議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第18号 教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第19号 小丸河川敷広場多目的施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第20号 高鍋町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第29 議案第21号 平成27年度高鍋町一般会計予算
- 日程第30 議案第22号 平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第31 議案第23号 平成27年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第32 議案第24号 平成27年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第25号 平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第34 議案第26号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第35 議案第27号 平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算

日程第36 議案第28号 平成27年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算

日程第37 議案第29号 平成27年度高鍋町水道事業会計予算

出席議員（16名）

1番	池田 堯君	2番	水町 茂君
3番	山本 隆俊君	5番	津曲 牧子君
6番	岩村 道章君	7番	岩崎 信や君
8番	青木 善明君	10番	柏木 忠典君
11番	後藤 正弘君	12番	中村 末子君
13番	黒木 博行君	14番	黒木 正建君
15番	春成 勇君	16番	八代 輝幸君
17番	緒方 直樹君	18番	永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 間 省二君 事務局補佐兼議事調査係長 鳥取 和弘君

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	島埜内 遵君	教育委員長	黒木 知文君
農業委員会会長	坂本 弘志君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長	森 弘道君	政策推進課長	三嶋 俊宏君
建設管理課長	恵利 弘一君	農業委員会事務局長	鳥井 和昭君
産業振興課長	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	宮崎守一郎君
町民生活課長	茂又 哲也君	健康福祉課長	河野 辰己君
税務課長	川野 和成君	上下水道課長	芥田 秀則君
教育総務課長	中里 祐二君	社会教育課長	稲井 義人君

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） それでは、只今より平成27年第1回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。平成27年第1回定例議会が招集されたことに伴い、3月2日に第3会議室において議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして、執行部3名、日程についての議会事務局職員参加のもと議会運営委員会を開きましたので、その経緯と結果を報告いたします。

今期議会に提案されました議案は、契約に係る事業者支払いに関する源泉徴収事務を滞りなく行うために事業者に変わり税務署に支払うこととなっているが、県事務ミスが指摘された報道を受け税務署からの調査依頼を受け、自主的に調査を行った結果、数件が見つかり急ぎ処理する関係で専決処分となったとの説明がなされました。

また、同意案件3件については、12月議会で提案され可決されました固定資産評価審査委員会事務を高鍋が行うことになり、委員選出に当たり高鍋、西都、川南からそれぞれ1名ずつを選任すること、3月で退任届けが出ている法務省諮問の人権擁護委員推薦1件、平成26年度予算に関して5件、課設置条例変更は後期高齢者医療保険料及び建設管理課管轄であった町営住宅家賃と駐車場使用料に関して税務課が収納関係について担当することにしたもの。

行政事務に関すること、中学校に新たに非常勤職員配置に関する費用弁償に関して、課長の災害時平日勤務に関するなど、乳幼児医療費助成に関して、小学校卒業までとすることに関して、文言変更及び負担金追加、ひとり親家庭の医療費助成、3年ごとの見直しに係る6期目の介護保険料見直しなど一部改正が7件、国の子ども・子育て支援に係る改正に伴う条例制定が3件、教育長の身分に関する法改正に伴う条例制定2件、小丸川河川敷広場の多目的広場完成に伴う条例制定、宮越樋管に係る都市下水路河川法に鑑み雨水対策を講じるものとして準用河川とするなど条例制定が新たに合計7件、平成27年度予算について9件が上程される予定です。なお、執行部からの追加提案及び意見書などが予定されております。

昨年11月の選挙後、新人議員さんは初めての予算となります。執行部からは丁寧な説明を心がけていただくことを要望した次第です。33件という案件があり、気の抜けない状況です。慎重な審議をお願いしたいと思います。

また、一般質問者は4名と少ないですが、日程を1日としたところです。

以上、議会運営委員会では33件の提案及び日程について全員意見の一致を見たところ です。

最後に、専決処分についての承認、同意、諮問案件は提案された直後に採決までいきます。平成26年度補正予算については、議案熟読日を経て10日の本会議において、質疑、討論、採決までの運びとなっております。

補正予算については、3月までが年度内会計となり、また3月まで及び出納閉鎖までに事務整理を行う関係で、やむを得ない処置であることを述べて議会運営委員会の報告を終わりたいと思います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、岩村道章議員、7番、岩崎信や議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長（永友 良和） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は、朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣いたしましたので、これにより報告とします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、定期監査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員（黒木 輝幸君） おはようございます。地方自治法第199条第4項及び高鍋町監査委員条例第5条の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、監査委員2名を代表いたしまして監査結果を御報告いたします。

監査の結果につきましては、平成27年1月20日付で町長、町議会議長、教育長に報告書を提出いたしました。

監査結果報告書は、皆様のお手元に配付をされております。その概要について、御報告申し上げます。

第1に、監査の対象及び重点事項としましたのは、東西小中学校の備品の管理状況についてでございます。

第2に、監査の期間でございますが、平成26年12月26日、平成27年1月7日の2日間でございます。

第3に、監査の方法でございますが、各学校とも教育総務課職員及び学校関係者立ち会いのもと、備品管理簿、備品整理票と現物の照合をいたしました。

第4に、監査の結果について申し上げます。

各学校とも高鍋町財務規則に基づいた分類方法により、備品管理簿、備品整理票は整理をされておまして、備品の現在高は備品管理簿と一致し正確かつ適正に管理されていることを認めました。なお、消耗品に分類されるものや廃棄処分すべきものも一部見受けられましたので、今後適切に処理されるよう要請をいたします。

今回、監査の対象となりました備品の現在高は別表のとおりでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（永友 良和） 次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（小澤 浩一君） おはようございます。

平成26年1月1日から平成27年2月28日までの主な政務について御報告を申し上げます。

まず、消防始式についてでございますが、1月1日小丸川河川敷広場において挙行いたしました。各部とも訓練の成果を十二分に発揮し、大変すばらしい始式でございました。

次に、第1回高鍋スポーツフェスティバルについてでございますが、2月1日、小丸河畔運動公園において初めて開催されました。ミックスフットサルなど4競技に約150名の参加があり、参加者は世代間を越えての交流に普段とは違う雰囲気を楽しんでおられたとのことでした。

次に、春季野球キャンプについてでございますが、2月9日から3月31日までの約2カ月ににわたり、順次キャンプインしていただいております。本年は、1社会人、3大学、1高校のキャンプを誘致することができました。今後も新たに、継続的に来訪していただけますよう、環境整備、おもてなしに努めてまいりたいと考えております。また、昨年に引き続き本年も、元PL学園監督である名古屋商科大学硬式野球部、中村順司監督の御厚意により、記念講演会を開催いたしました。

次に、第24回生涯学習推進大会・第41回自治公民館大会についてでございますが、2月22日、中央公民館において開催し約500名の参加がありました。大会では、自治公民館に功労のあった2団体7名が表彰を受け、講演では株式会社ドライアップジャパン代表取締役の瀬川幸三郎さんが、本田宗一郎に学んだことと題し、御自身の先駆的な取り組みと、本田氏との深いかかわりについて御教鞭いただきました。

以上、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（永友 良和） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 町長の施政方針

○議長（永友 良和） 次に、日程第3、町長の施政方針を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 平成27年第1回高鍋町議会定例会の開会に当たり、平成27年度の町政運営方針に関する私の所信を申し述べ、高鍋町議会を初め、町民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

私は、平成17年2月の町長就任以来、町民が主役のまちづくりを政治理念として町政のかじ取りを担ってまいりました。5つの基本目標「安心・安全なまちづくり」「健康福祉のまちづくり」「資源を生かした元気なまちづくり」「こころ豊かなまちづくり」「環境にやさしいまちづくり」を掲げ、現在も引き続き高鍋町躍進のために全力で取り組んでいるところでございます。

さて、我が国の景気は緩やかな回復基調が続いており、先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用、所得環境の改善が続く中で緩やかに回復していくことが期待されております。

しかしながら、消費税増税による駆け込み需要の反動の長期化や、海外景気の下振れなど、依然として景気が冷え込むリスクを抱えており、今後の経済状況の見通しは不透明であります。

このような経済情勢の中、国は人口急減、超高齢化という大きな課題に対する取り組みとして、地方創生を内政の最重要課題と位置づけ、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、従来の取り組みの延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を中長期的な観点から、確かな結果が出るまで断固として力強く実行していくとしております。

本町といたしましても、そういった国の動きに迅速に対応し、人口ビジョン、総合戦略策定に取り組むこととともに、引き続き歳入の確保に力を入れ、費用対効果等から事業を選択するなど、限られた財源を有効的に活用しながら各事業等を実施し、地域経済の活性化を積極的に図ってまいります。

本町が厳しい時代を乗り越え、町民に真に必要なサービスを提供し続け、活力ある町政を継続するとともに、いつまでも住み続けたい魅力ある高鍋町として発展していくためには、町民と行政の協働による本町の特性を生かした魅力あるまちづくりへの継続的な取り組みが必要であります。

本年も高鍋町総合計画第5次基本構想に基づき、「住民参画による快適で美しいまちたかなべ」「子どもがにぎわうまちづくり」を目標に掲げ、若い人のみならず誰もが住みたいと思える「元気で活力のあるまちづくり」に取り組んでまいります。

それでは、27年度の重点施策について御説明申し上げます。

総合計画で掲げるまちの将来像、「子どもがにぎわうまちづくり」の早期達成のためには、本町に住みたくなるまち、住み続けたいまちとして、魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。そのため、昨年度からその実現に向け、「次世代を担う人づくり」「安全・安心なまちづくり」「元気なまちづくり」の3つを重点施策とし全力を挙げて取り組んでおり、新年度におきましても引き続きそれらを重点的に進めてまいります。

まず、1点目は、「次世代を担う人づくり」についてであります。

人口減少の要因となっている少子化が進む背景には、仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れや、結婚、出産に対する価値観の変化、また、就労形態の多様化や核家族化の進展による子育てへの負担増、経済的な不安定さがあると言われております。このような子育てに対する不安を解消し、安心して子供を産み、育てやすい環境を整備する必要があります。

そのため、平成27年度から開始されます子ども・子育て支援新制度に係る施設給付型給付事業、新規事業であります病児・病後児保育事業、継続事業の放課後児童クラブ、一時預かり事業、児童手当及び子育て世帯臨時特例給付金事業等の地域子ども・子育て支援

事業を実施するとともに、新たな子育て支援策として、現在の小学校就学前までの医療費助成を小学校卒業までに拡充する、子ども医療費助成事業に取り組むこととしております。また、小中学校の施設整備を引き続き行っていくとともに、個に応じたきめ細やかな学習を展開するため、新たに中学校において、町単独で非常勤講師を配置いたします。

2点目は、「安全・安心なまちづくり」についてであります。

東日本大震災の甚大な被害や、近い将来に発生が予測される南海トラフ巨大地震の被害想定により、町民の防災に関する意識は非常に高まっています。災害に強いまちづくりを進めていくため、災害時情報伝達体制の構築、避難所や避難路の整備、ライフラインの耐震化など、さまざまな防災・減災対策に取り組んでいく必要があります。

そのための主な事業として羽根田排水路かさ上げ、しゅんせつ工事、災害時における対応、復旧の拠点となる役場庁舎の別館建設事業、避難所となる各学校施設の改修事業、避難道路の整備及び避難タワー設置の検討、竹鳩橋架けかえの検討など、防災機能の強化を図ってまいります。

さらに、地域防災力の強化を図るため、土砂災害ハザードマップの作成、防災訓練、土砂災害訓練、津波避難訓練の実施や避難行動要支援者の避難支援、地域見守り、自主防災組織の育成に引き続き取り組んでまいります。また、近年の集中豪雨等での内水増水対策として喫緊の課題であります宮越樋管の排水機場設置について、国との協議を進めております。

3点目は、「元気なまちづくり」についてであります。

現在、商工業者と農業者との若者間の交流や、高鍋城灯籠まつり、きゃべつ畑のひまわり祭りなど、町民が主体となった各種イベントの開催等により、確実に町が活気づいてきていると認識しております。また、民間企業間においても本町中心街の活性化や商店街のまちなみ景観の形成を促進していただける商業者向け低利融資制度が創設されるなど、大変心強く感じているところです。

今後も、このような活力を継続していくため、若者世代の定住、雇用の創出や所得の向上を図るとともに、地域資源を生かした産業を振興するなど、地域経済を活性化する取り組みが重要になります。

そのための主な事業として、まず、商業では引き続き、まちなかチャレンジショップ事業、中小企業相談所事業などを実施し、高鍋商工会議所や高鍋町まちなか商業活性化協議会などと連携しながら、商店街の活性化に取り組んでまいります。

農業では、農地の集積と維持・保全を図るための農地中間管理事業及び多面的機能支払交付金事業、環境に優しい農業を推進する環境保全型農業育成支援事業、野生鳥獣被害防止対策事業などのほか、こめ政策転換推進事業、新規就農者支援給付事業、口蹄疫からの復興を図るための埋却地再生整備事業を、引き続き実施してまいります。工業では、コーディネーターや町人会を活用し、引き続き企業誘致に努めてまいります。

観光では、NPO法人高鍋町観光協会を中心に、桜まつり、高鍋城灯籠まつりなどのほ

か、花守山整備事業、舞鶴公園周辺整備事業を引き続き実施するとともに、平成27年度は町営野球場得点板改修、観光振興備品の整備等を行ってまいります。

また、この3つの重点施策のほか、予算等の計上は年度中となりますが、緊急経済対策事業として地域消費を喚起するための、プレミアム付商品券発行事業、地方創生関連事業として地方版総合戦略策定事業、移住・定住促進事業及び子ども医療費助成事業等の子ども・子育て支援事業を実施することとしております。

以上、重点施策について申し述べましたが、いずれも私一人、あるいは職員の力だけでなし得ることはできません。町議会を初め、町民の皆様の御理解と御協力が不可欠であります。また、各種施策を着実に進めていくためには、足腰の強い行財政基盤を構築していくことが不可欠であることから、引き続き組織機構や事務事業の見直し、職員の意識改革や資質向上など、より一層の行財政改革も計画的に進めていく所存であります。

本町のさらなる発展のため、今後、なお一層の御支援、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、平成27年度に臨む私の所信といたします。

日程第4. 会期の決定

○議長（永友 良和） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から3月20日までの16日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から20日までの16日間に決定いたしました。

日程第5. 議案第1号

○議長（永友 良和） 日程第5、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第1号専決第1号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、昨年、宮崎県等で所得税等の源泉徴収漏れが指摘されたのを受け、本町が支払う報酬等の源泉徴収について適切に実施されているか、自己点検するよう高鍋税務署より通知があり点検を行ったところ、速やかに納付する必要が生じたため、それに係る経費の補正予算を編成し、専決処分せざるを得なかったものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ409万1,000円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億8,281万円とするものでございます。補正の内容といたしましては、歳出では延滞税、不納付加算税及び源泉徴収所得税立替金で財源といたしましては繰越金及び諸収入でございます。

以上、本案につきまして、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 詳細説明を申し上げます。

まず、歳出について説明いたします。予算書の8ページ、9ページになります。

費目は総務費、総務管理費、一般管理費になりますが、公課費に平成22年及び平成24年から平成26年までの源泉徴収漏れに係る源泉徴収所得税立替金として379万円、それに係る延滞税・不納付加算税としてそれぞれ12万円、18万1,000円を計上しております。

歳入につきましては、予算書の6ページ、7ページになります。

繰越金と立てかえました源泉所得税額を計上しております。こちらは対象の個人事業主から返還をしていただくものでございます。

経緯について申し上げます。去る平成26年8月29日付で高鍋税務署から源泉所得税等の自己点検について通知がございました。地方自治体が個人事業主へ業務委託したような場合においては、所得税法に基づき報酬や料金、今回は委託料になりますが、本来であれば所得税の源泉徴収をして支払いを行い、その源泉徴収所得税を町が税務署に収めることとなっているにもかかわらず、源泉徴収を行わずに支払いをしていたケースが全国のほかの自治体であったことから、このような徴収漏れがないかどうか自己点検をすることに加え、徴収漏れが発見された場合には、速やかに自主納付することが求められたものでございます。

当町においては、報酬、賃金や料金に係る源泉徴収については適切に行ってきており、当初は徴収漏れはないものと考えておりましたが、宮崎県や小林市の源泉徴収漏れの新聞報道を受けまして、平成21年分から平成26年分までの6年分について再調査しましたところ、個人事業主5名分、21件で378万9,670円の源泉所得税徴収漏れが判明したところでございます。

それを受けまして、平成27年1月27日付で税務署に報告、2月3日に専決処分をし、2月4日に源泉所得税を立てかえて納付したところでございます。また、この所得税に係る延滞税及び不納付加算税につきましては、税務署による税額の確定後速やかに納付いたします。対象の個人事業主につきましては、今回の経緯等を説明しまして源泉徴収漏れ額の返還を依頼し、了承をいただいているところでございます。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で説明は終わりました。これから質疑、討論、採決を行います。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 質疑をしようと思っていました科目について1箇所はちょっとちゃんと説明がありましたのでそれはよろしいんですが。

契約時において源泉徴収事務がしっかりと対応できる状況にあるのかどうか、今後はないと思ってもよろしいのかどうかをお伺いしたいと思います。また、源泉税を立てかえることについては法のもとに仕方がないと考えるんですけども、指名願いとかが、いろんなのがちゃんと出ていると思うんですね。町の受けることに当たっては、そのときに調査はしていなかったのかどうかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。また、このような状況をつくり出していった事業者への今後の対応はどうしていくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課のほうで個人の源泉徴収、そういうのをしている関係で、今回の所管課ということで御答弁いたします。

先ほど御指摘がありましたとおり、業者の点検漏れということになるかと思うんですが、所得税法上で源泉する業種とかそういうものは確かに漏れていたということになるんですが、個人ということで、予算書で言いますと報酬とか賃金、手数料というものが該当するものというふうに解釈しております、工事請負費とか委託料につきましては一般的に法人等が多数ございまして、そういう部分につきましては、個人事業所について源泉する必要があるということについてちょっと誤認をしております、そういう事業所につきましては、当然、税理士さんとかが入っておられて、そちらのほうでそういう経理のほうはされているものというふうに解釈しておいたということになるかと思うんですが。

それで、先ほど新聞報道ということもございまして、再度確認いたしましたところ、法人でない個人の方が設計業務とかそういう部分について確かに委託を受けておられまして、そのときに支払いは当然、委託料ということで完成払いいたしますが、その際に源泉徴収せずにそのままお支払いをしていたというようなことで、その分について先ほど申しあげました5業者の分が、これに該当したというふうなところでございます。

何でチェックができなかったかというところでございますが、先ほど申しあげましたとおり委託料について、そういう分が該当しないというふうに認識不足と言えどそこまでなんですが、そういうこともありまして實際上、今後のことについて申し上げますと、当然契約時に総務課のほうでしておりますが、その際に個人事業主であるかどうかの確認といえますか、そこらを十分に徹底し、さらに会計課の最終的に支払うところは会計課になりますが、そこで二重チェックをしてもらうというようなことで、今後は考えていきたいと思っております。

それと、指名願いの段階でということでございますが、指名願いにつきましては何百件という指名願いを受け付けておりますが、その際に個人事業主かどうかということまで、全てチェックできればしたいと思います、いずれにしても一番は契約した段階で間違いなくそういうものをチェックできる、そういう体制でいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 確かに今答弁されたとおりでですね。私も恐らく役場に届け出を指名願いとか委託をするにしても、こちらがお願いをする場合についても、まあ、正直な話でこれだけの金額を立てかえ払いしなければいけないようなものが出てくるなんていうことは、想像だにしなかったと思うんですね。

私は、だから普通だったら個人事業主であっても、かなりその辺のところの税理士さんを含め、いろんな方が入っておられるわけだから申告時には。自分で申告されるというのは、ほぼ少ないと思いますよ、今のいろんな業種から見ても、個人であっても必ずそういう方を入れておられると思うんです。そうすることで、しっかりと予定納税を含めてチェックをしているんじゃないかなというふうに思うんですよね。考えていったら、私はこれでちょっと見ていただきたいと思うんですけど、延滞税が発生していますよね、延滞税と不納付加算税というのがついていますよね。

これについては、例えばこっちの漏れであるのであれば、これは当然、5つの業者に関しては、これを済みません、これもあったから払ってくださいというわけにはいかないじゃないかなというふうに思うんですよね。結局、知らなかったことによって、この30万1,000円というの出していかないといけないわけですね。

今、会計課では、たったそこ何千円かの利息を受けるのに、あっちにお金が余っているときはあっちに預金してみたり、こっちに預金してみたりしながら、それこそ右往左往しながら何万円の預金利子を獲得するために、必死になって頑張っているときに30万円も延滞税を払っていかねばならないと。延滞税と不納付加算税を払っていかねばならないとこういう事態。これは誰がどこでどういうふうに責任をとっていくのかというのが、大変私心配になるんですよね。

だから一応責任の取り方というのは、まあ、私も先ほど総務課長が答弁されたとおりで、こういう高鍋町がお願いをする部分について、まさかこの選挙管理委員会なんかではちゃんと来ますわ。立会人とかいろんなところにお金を支払われるときには、個人にちゃんと来ますよ。だから、あなたの税金がこれだけですから、これを差し引いてお支払いをしますということで、ちゃんと源泉徴収票が入ってきていますよね。選挙管理事務なんかではそうやっていますよね。それと同じことが事業とかで起きることがあるんだということすら、認識は恐ろしくなかったんじゃないかなと、それは私もありませんでしたので、びっくりしましたからねこれを見て。

だから、恐らく職員にもそういう認識がなかったんだろうというふうなのは理解できるんです。理解できますが、問題はこの延滞と、その30万1,000円について、町長どうでしょうか。どうなるんでしょうか。私はそれはもうやむを得ないと言えばやむを得ないというふうに思うんですけども、そこ辺をどういうふうに認識をしておられたのかというところを、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 今、総務課長が申しましたように、そういった認識が足りなかったと、知識もなかったということでございますので、その辺を考慮しながら、厳しく、今、指導し、そういったことのないように、今、通達をして話をしているところでございます。以上です。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員、もう1回いいですか。（発言する者あり）
今、町長答弁が違うということですが、もう1度お願いします。町長。

○町長（小澤 浩一君） 課長が申しましたように、知識、認識っていうのが足りませんでしたので、今後こういうことのないように指導しながら、行政を進めてまいりたいと思っております。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） しばらく休憩します。

午前10時45分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 相手の方からはいただかないということでございますので、その点、職員、私たち一緒になって、今からこういうことがないように頑張っているという所存でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。少なくとも、5業者については明らかになってるんだろうと思うんですよね。これから先、いろんな仕事をまたお願いすることがでてくるかもしれないけれども、今度このようなことが発生しないという保証はどこにもないかもしれません。だけど、私はこの5業者については、しっかりと対応していただけてないということがこういう結果になったんだろうと思うんですよね。調査して、こっちが払ってないと。だから、向こうがちゃんと、きちんと払ってくださっていただければ、こういう問題も恐らく発生しなかったんじゃないかなというふうに思わなくてもいいわけですよ。そのときにちゃんと処理していただければですよ。処理していただければ。だけど、これは、調査したのが違うでしょ。申告時に、ちゃんと源泉税を納めていないということをちゃんと本人たちが認識をされておられたのであれば、こういう問題は、ひょっとしたら私は起きなかったかなと思うんですよ。違うかもしれないけど、私の感覚ではそうですよ。

だから、申告をしますよね。申告をした時点で、役場から受けた時点で申告をしますよね。いくら、いくらって。その分については、恐らく税務署も、これは源泉徴収が図られてないがということは、恐らく税務署も気がついたと思うんですよ。気がつかないまままた税務署はおかしいです、専門やっちゃから。税務署が気がついてないっちゃうことをなかなか役場の職員の、その税務を担当したことのない職員がわかるはずがない、基本的にね。私は、そう思ってるんですよ、基本的に。

だから、これ税務署にも責任があると思うんですね。その時点で、なぜちゃんと、今ご

ろになって、後になってから、延滞税も払えとか、そういうことを言うこと自体、確かにそういう事務をしてこなかったミスは確かに、ミスっちゃうか、そういう、してこなかったことは、仕方がないかもしれないけど、だって、事業者でそんなことがあるはずないというふうに、普通は思いますわ。普通は、税理士さんに頼んでいるっちゃから、こういうことは、これ源泉徴収されたはずですがというふうに、普通だったら、申告した時点で、見ますからね、工事高も含めて、ひっくるめた上で、云々でっていうことでないはずだから。だから、その分については税金を納めてほしいとかいうことがひょっとしたら、私は出てきてるんじゃないかなというふうに思うんですよ、税務署で。また、出てこないとおかしいですわ。税務署の職員はそのために、国税を徴収するために、ちゃんと配置されているわけです。そのための専門教育を受けてるわけだから。私も含めて、職員もその専門教育を受けてるわけじゃないわけですよ。だから、これ一概にミスだったとは言えない。

私は、だから、例えば、これから町長として答弁していただきたかったのは、やっぱりこの延滞税についても、30万1,000円については、税務署とその辺の話を十分していただいて、おまけをしていただくっちゃう言い方はちょっと失礼な言い方かもしれないけど、これについては、両方、相責任があるということが私は言えるんじゃないかなというふうに思うんですけど、町長はどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前10時50分休憩

.....

午前10時52分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。町長。

○町長（小澤 浩一君） 今言われることは、最初わかったときに、うちだけ、業者だけではないんじゃないかと、おまえとも申告をしておるんだからわかるはずだということと言ったんです。さっき、総務課長が言ったように、法的に押さえられておるものですから、また、そういうことを、議員からも出たということも、お話をして、かけ合いはしていきたいと思っております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。1番、池田堯議員。

○1番（池田 堯君） 今の質疑、答弁を聞いた結果で質問するんですが、町長は今回、予算計上されておるから、先ほど出ました延滞金も払うということのようですよ。それで、さっき中村議員からありましたように、ミスったものであるから、責任をとるのかとらんのかということをお聞きしましたが、明確な町長の答弁はないんですが、責任はとらない、イコールこの30万何ぼというものは、町財政から出すということによろしいんですかね。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（小澤 浩一君） そのとおりでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。1番、池田堯議員。

○1番（池田 堯君） 1号議案に反対の立場で討論いたします。

今、お聞きしたとおり、ミス段階におきながら、町財政から支出するということに対しては、一般町民に対しては延滞税等をかけ、差し押さえ等も実行する中において、当然このようなことが行われるということは、私は認められません。よって、反対といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 専決第1号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）について、賛成の立場で討論を行います。

法のもと、やむを得ない状況下にあることは、承知をいたしました。しかし、この金額は契約時にしっかりと対応できていれば、提出された書類が適切に処理されているか、事務管理はしっかりできているのか、そのような人員配置がなされているのかを把握することは難しいことではなかったと思います。

私も、いくつもの経理を担当した経験がございます。その経験から、経営審査に係る書類については、慎重に対応しているはずですが、また、事務管理については、経験上見るべき箇所がいくつかあります。県でも発覚、しかるべき対応をしているようですが、税金をただかわって納めるだけでなく、契約に関して、経営審査ができる職員配置が望ましいと感じました。また、このような状況をつくりだした事業者への対応はどうか見守っていきたいと思います。

それは、せめて源泉徴収事務を行う業者にしていただきたいと考えてところです。

事業する上で大切なことは、確かに町内業者に重きを置くことは大切ですが、議員になりたてのところ、町内業者の優先について問いましたが、その答弁は、町内業者を育成するというものでした。町外業者が中に入っているのかもしれませんが、賛成承認はしますが、これを機会に、経営審査などについて、事業者の提出した書類をしっかりと検証し、同じ過ちが二度と出てこないようにしていただきたいと要望したいと思います。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第1号を起立によって採決します。本件は、原案どおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。

したがって、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）は承認することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。11時5分より再開いたします。

午前10時55分休憩

.....
午前11時05分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

.....
日程第6. 同意第1号

○議長（永友 良和） 次に、日程第6、同意第1号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 同意第1号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本年4月から西都児湯管内の1市5町1村で共同設置する同審査委員会の委員に徳田公生氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づく同審査委員会規約第4条の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

以上、本案につきまして御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 弘道君） それでは、略歴を御紹介申し上げます。

氏名、徳田公生。生年月日、昭和31年6月2日、現在58歳です。現住所、高鍋町大字持田3232番地県営持田団地2号棟405号室。最終学歴、昭和50年3月宮崎県立高鍋高等学校卒業。職歴等、昭和52年4月有限会社黒木測量設計コンサルタント、昭和58年6月同上退社。昭和59年2月株式会社池辺不動産鑑定事務所、昭和63年8月同上退社。昭和63年11月徳田公生土地家屋調査士事務所。平成23年12月高鍋町固定資産評価審査委員会委員1期目。平成26年12月高鍋町固定資産評価審査委員会委員2期目で、現在に至っておられます。

○議長（永友 良和） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第1号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、同意第1号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

日程第7. 同意第2号

○議長（永友 良和） 次に、日程第7、同意第2号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 同意第2号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

第1号と同様、同審査委員会の委員に池澤耕助氏を選任したいので、同審査委員会規約第4条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 弘道君） それでは、略歴を御紹介申し上げます。

氏名、池澤耕助。生年月日、昭和17年10月22日、現在72歳です。現住所、西都市大字南方1409番地2。最終学歴、昭和36年3月宮崎県立高鍋農業高等学校卒業。職歴等、昭和36年4月農業。昭和62年4月西都市南方土地改良区理事。平成7年4月西都市南方土地改良区理事長。平成13年4月西都農業協同組合理事。平成16年4月児湯郡市畜産農業協同組合連合会副会長。平成18年4月杉安堰土地改良区理事。平成19年4月西都市固定資産評価審査委員会委員1期目。平成22年4月西都市固定資産評価審査委員会委員2期目。平成25年4月西都市固定資産評価審査委員会委員3期目で、現在に至っておられます。

○議長（永友 良和） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第2号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、同意第2号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

日程第8. 同意第3号

○議長（永友 良和） 次に、日程第8、同意第3号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 同意第3号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

第1号、第2号と同様に、同審査委員会の委員に日高省吾氏を選任したいので、同審査委員会規約第4条の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

以上、本案につきまして御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 略歴を御紹介申し上げます。

氏名、日高省吾。生年月日、昭和52年12月5日、現在37歳です。現住所、川南町大字川南13575番地15。最終学歴、平成12年3月熊本大学法学部卒業。職歴等、平成16年1月司法書士日高省吾事務所。平成16年2月司法書士・行政書士日高省吾事務所で、現在に至っておられます。

○議長（永友 良和） 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番中村末子議員。

○12番（中村 末子君） この方は、川南町から推薦があった方と思ってよろしいのでしょうか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 川南町のほうから御推薦いただいた方です。

○議長（永友 良和） 12番中村末子議員。

○12番（中村 末子君） ちゃんと学歴もおありになる方ですので、心配はしておりませんが、初めて広域で行う事務ですので、ちょっと心配したのは、ほかの方は2名とも固定資産評価審査委員会の経験がおありになる方ですが、この方だけ経験がないということで、研修とかそういうことの取り組みは計画をされているのかどうか、ちょっと気になったんですけど。掌中の範囲だろうとは思いますが、おわかりになれるだろうと思いたすけれども、その辺のところはちょっと心配したところなんです、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） これ、後で特別会計のほうが出てくると思いますが、そういう部分で年1回、研修会みたいなのは間違いなくあるとは思いますが、あとはもう、おっしゃったとおり、勉強されればすぐおわかりになれる方じゃないかなとは思いますが。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第3号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、同意第3号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

日程第9. 諮問第1号

○議長（永友 良和） 次に、日程第9、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦について、提案理由を申し上げます。

同委員の川村靖子氏が平成26年12月31日をもって辞任されましたことに伴い、新たに三好純子氏を同委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、略歴の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） それでは、略歴を御紹介申し上げます。

氏名、三好純子。生年月日、昭和23年2月16日、67歳でございます。現住所、高鍋町大字上江1848番地1。最終学歴、昭和45年3月福岡教育大学教育学部卒業。職歴等、昭和45年4月椎葉村立尾向小学校教諭。昭和48年4月北方町立北方小学校教諭。昭和53年4月西郷村立小八重小学校教諭。昭和55年4月西都市立都於郡小学校教諭。昭和62年4月新富町立富田小学校教諭。平成6年4月西都市立三財小学校教諭。平成11年4月佐土原町立那珂小学校教諭。平成16年3月退職で現在に至っております。

以上でございます。

○町長（小澤 浩一君） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから諮問第1号を起立によって採決いたします。本件は適任とすることに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定いたしました。

日程第10. 議案第2号

日程第11. 議案第3号

日程第12. 議案第4号

日程第13. 議案第5号

日程第14. 議案第6号

○議長（永友 良和） 次に、日程第10、議案第2号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）から日程第14、議案第6号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）まで、以上5件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第2号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）から議案第6号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）までを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第2号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ6,833万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億1,447万8,000円とするものでございます。

今回の補正は、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として編成された国の補正予算に伴う追加分、新たな需要に伴う追加分、事業費確定及び確定見込みに伴う歳入歳出の減額調整等を行うものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では国の補正予算で創設された地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した地方版総合戦略策定業務委託事業、移住定住促進事業、子ども・子育て支援事業、新商品開発・販路拡大支援事業及びプレミアムつき商品券発行等を補助する消費喚起・生活支援事業等のほか、財政調整基金積立金、私立保育園委託料、予防接種委託料、青年就農給付金、非常備消防費費用弁償、幼稚園就園奨励費補助金及び学校の教材備品購入等の増額を合わせて行うものでございます。

歳入は町税、地方交付税、国県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債等の財源調整でございます。合わせまして地方版総合戦略策定事業ほか7件の繰越明許費の追加、本庁舎大規模改修事業ほか13件の地方債の変更を行うものでございます。

次に、議案第3号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ1億7,107万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億2,061万1,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では、医療費見込み増に伴う一般分高額療養費の増額及び準備基金積立金の増額でございます。

歳入では、被保険者数の減に伴う国民健康保険税の減額、退職被保険者分医療費見込み減に伴う療養給付費等交付金の減額及び繰越金の増額でございます。

次に、議案第4号平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ354万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,187万9,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では平成26年度納付額確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額でございます。

歳入は財源調整のための一般会計繰入金の減額及び繰越金の増額でございます。

次に、議案第5号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

でございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ1,467万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,856万4,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では概算事業費確定に伴う委託料等の減額で、歳入は補助対象事業費確定に伴う国庫補助金及び町債等の財源調整でございます。合わせまして地方債の補正を行うものでございます。

次に、議案第6号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ198万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億4,045万5,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では介護保険法改正に伴う介護保険システム改修に係る一般管理費の増額及び施設介護サービス給付費等の予算調整でございます。

歳入では介護保険事業費補助金、利子及び配当金、一般会計繰入金が増額でございます。合わせまして、介護保険システム改修事業の繰越明許費の設定を行うものでございます。

以上、5件の議案につきまして御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 議案第2号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）について、詳細説明を申し上げます。

まず、国の補正予算に関して御説明申し上げますと、今回、創設されました地域住民生活等緊急支援のための交付金は、回復の遅れる地方の消費喚起や生活支援を目的とした消費喚起生活支援型と、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の策定を支援し、仕事と人の好循環の確立を目的とした地方創生型の2つの交付金から構成されております。今のところは、ただいまお手元にお配りしている資料を参考にさせていただきたいと思っております。

それぞれの交付金の高鍋町への交付限度額は、消費喚起生活支援型が4,226万5,000円、地方創生先行型が3,437万3,000円で、合計の7,663万8,000円となっております。

また、県は市町村の消費喚起を支援するため、県に配分される消費喚起生活支援型の交付金の一部を市町村に補助するとし、高鍋町には1,559万円が配分される見込みとなっております。

それでは、平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）について説明に入らせていただきます。

今回の補正は、ただいま申し上げました国の補正予算に伴う追加、新たな需要による追加、平成26年度の事業費の確定及び確定見込みに伴います歳入歳出の調整が主な内容となっております。

歳出のほうから御説明いたします。30、31ページをお願いいたします。

議会費は委託料の確定により、総務管理費の文書広報費は委員報酬の確定見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

財産管理費の積立金は、25年度の繰越金2分の1相当を財政調整基金に積み立てるもの、ふるさと納税として9名からの寄附金や施設協力金、基金の運用利息等をそれぞれ基金へ積み立てるものでございます。そのほか庁舎管理、財産管理、公用車管理に係るそれぞれの経費について減額するものでございます。

32、33ページをお願いいたします。企画費のたかなべ未来づくり事業補助金は、事業確定により減額するものです。活性化推進事業費は国の補正予算に係る地方創生先行型の事業を計上しております。移住定住促進事業として東京都などで移住相談会を実施するための旅費、会場使用料、移住定住促進パンフレット作成等の費用と地方版総合戦略策定業務委託料を計上しております。また、舞鶴公園周辺整備実施設計業務委託料の確定により減額をしております。

交通安全対策費は、財源を公共施設等整備基金繰入金から一般財源に振りかえる財源更正でございます。徴税费賦課徴収費の委託料は専門家の意見を必要とする大規模画地の土地評価がなかったことによる減額でございます。

次のページ、選挙費からになりますけど、これ、41ページにかけてでございますが、選挙費の衆議院議員選挙費、県知事選挙費、町議会議員選挙費、農業委員会委員選挙費、それぞれの選挙費用の確定により減額するものでございます。

40、41ページから42、43ページにかけてでございますが、社会福祉費の社会福祉総務費の役務費と補助金は、臨時福祉給付事業の確定見込みによるもので、給付条件を満たさないものが多く、給付者が見込みより少なかったことなどにより減額するものでございます。現在3,678名に支給しているところでございます。

扶助費は成年後見制度利用扶助費の確定見込みにより減額、積立金は地域福祉基金利子の積み立てで増額でございます。

繰出金は国民健康保険事業の保険基盤安定負担額と財政安定化支援額が確定したことにより増額するものでございます。

老人福祉費の委託料は、緊急通報支援システム事業の委託料の確定見込みにより減額、繰出金は後期高齢者医療広域連合納付金が確定したことによる減額、老人措置費の扶助費は事業費の確定見込みから減額するものでございます。

障害福祉費の報酬は、自立支援協議会委員報酬の確定見込みにより減額、手数料は介護給付費支払手数料の単価が下がったことにより減額、委託料は相談支援事業委託料の確定見込みと基幹相談支援センター警備委託料の確定により減額。

扶助費、次のページに入りますけど、扶助費は自立支援医療給付事業費の確定見込みにより減額。償還金利子及び割引料は平成25年度分の障害者自立支援医療費負担金が確定したことによる国県への返還金でございます。

老人福祉館費、老人福祉センター費、福祉センター費は財源更正でございます。

介護保険事業費の繰出金は、介護保険法改正に対応するためシステム改修費用分を増額するものでございます。高齢者等多世代交流拠点施設費の委託料はふれあい交流センター

管理委託の確定見込みにより減額でございます。

児童福祉費の児童福祉総務費は子育て世帯臨時特例給付事業費に係るもので、事業費の確定見込みにより役務費、負担金補助及び交付金を減額するものでございます。現在2,185名に支給しております。

46、47ページでございますが、児童措置費の委託料、私立保育園委託料は、転入や就労等により保育園児が増加したことや保育士及び入所児童の処遇改善費が加算されたこと等からの増額で、公立保育園委託料及び障がい児保育委託料は、措置児童数の確定による減額です。負担金補助及び交付金は、1つの保育園が一時預かり事業の補助基準額を満たさなかったがため減額するものでございます。

母子福祉費は国の補正予算に係る地方創生先行型の事業で、子ども・子育て支援事業として子供の医療費助成を小学校就学前から小学校卒業までに拡充するための費用を計上しております。拡充による対象児童数は約1,100名で、ひと月1,000円を控除した医療費に対して助成を行うものでございます。保護者や医療機関への周知などの事務準備を考慮して、10月から実施することにしております。予算は事務消耗品費、審査手数料、制度改正に伴うシステム改修委託料、小学校就学年齢児童を対象とした医療費の助成費用を計上しております。児童福祉施設費は財源更正でございます。

保健衛生費、保健衛生総務費の負担金補助及び交付金は、宮崎市夜間急病センター運営費負担金が確定したことによる増額でございます。

48、49ページをお願いいたします。予防費は高齢者肺炎球菌とインフルエンザの予防接種者が増加していることによる委託料の増額と、国の補正予算に係る地方創生先行型の事業で、子ども・子育て支援事業として子供の健康増進に向けた流行性耳下腺炎、B型肝炎、ロタウイルスの予防接種費用の半額助成と、妊娠を希望する夫婦等に対する麻疹風疹混合ワクチンの接種費用を全額助成する内容の委託料を計上しております。健康推進事業費は、財源更正です。

環境衛生費の負担金補助及び交付金は、合併処理浄化槽設置整備事業費の確定見込みによるものです。

母子衛生費は、国の補正予算に係る地方創生先行型の事業で、幼児の歯の健康増進に向けたフッ素塗布に係る経費、事務用品費と委託料を計上しております。1歳6カ月児から3歳までの幼児550人を対象に助成券を配付し、フッ素塗布を行ってもらうこととしております。

妊婦・乳児健康診査委託料と扶助費の妊婦健康診査費助成は、見込み数を下回ったことによる減額をするものです。健康づくりセンター費は光熱水費が不足する見込みのため増額するものです。

50、51ページをお願いいたします。清掃費、塵芥処理費の需用費は、ごみ袋購入の執行残で、負担金補助及び交付金は西都児湯環境整備事務組合負担金のクリーンセンター分の事業費確定による増額です。失礼しました、減額です。

最終処分場費は財源更正でございます。し尿処理費の委託料は確定見込みによる減額でございます。

農業費の農業委員会費は財源更正でございます。農業振興費の負担金補助及び交付金は2つの事業負担金の確定による減額、畜産業費は小並地区の埋却地の土地購入者が決まらず、整備ができなかったことにより委託料と工事請負費の減額。負担金補助及び交付金はそれぞれの事業の確定見込みにより減額するものです。貸付金も事業費確定見込みにより減額するものです。

52、53ページをお願いいたします。農地費の報酬と委託料は、多面的機能支払事業に係る現地確認調査を嘱託員によるものから土地改良連合会への委託へ変更したことによる報酬の減額と委託料の増額。

工事請負費は災害復旧費で行ったことにより減額。負担金補助及び交付金は事業費確定見込みによる減額でございます。

尾鈴地区土地改良県営事業負担金は、県営事業が25年度繰り越し事業で行われ、26年度事業費が減少したことにより減額するものです。

農村施設費は、温泉施設の保守管理委託料の確定見込みにより減額、負担金補助及び交付金は国の補正予算に係る地方創生先行型の事業でございまして、めいりんの湯の温泉水を主原料とした新商品開発の支援と、全国へ販売販路拡大するためのイベント開催、ネット通販体制の整備やリーフレット、ポスター等の製作費用等を支援するものでございます。

農政企画費の賃金と報償費は、人・農地問題解決推進事業費の確定見込みによるもの、負担金補助及び交付金は認定農業者に機械設備費用などを支援する経営体育成補助の申請者がいなかったことによる減額、花の種子代などを補助する美しい農地景観形成活動補助事業費の確定により減額、青年就農給付金は、制度の改正があり、次年度分を前倒し支給することになったことにより6名分を増額するものでございます。

農業担い手への農地集積集約化を推進する農地中間管理機構事業については、予定していた地域の農地や農地の小作料と条件が整わなかったことにより地域集積協力補助金、経営転換協力補助金、耕作者集積協力補助金を減額するものでございます。

償還金利子及び割引料は、平成24年度分県補助金の青年就農給付金の返還額が確定したことによる減額です。

54、55ページです。林業費、林業総務費の賃金、負担金補助及び交付金は、有害鳥獣対策事業費確定見込みによる減額です。

商工費、商工業振興費の負担金補助及び交付金は、地場産業振興対策補助金は実績がなかったことにより減額。

まちなかチャレンジショップ事業補助金と商店街まちなみ景観形成事業補助金は事業費確定見込みにより減額。

商店街防災・防犯機能強化事業補助金は、本町一番街に防犯カメラ6台の設置経費について要望しておりました県の補助が決定しましたので、予算の組みかえを行って計上する

ものです。

消費喚起・生活支援事業補助金は、国の補正予算を活用した事業で、プレミア率20%の商品券発行と、子育て世帯を対象としたプレミア率20%の商品券発行などの消費喚起事業を行うことにしております。

56、57ページをお願いします。土木管理費、土木総務費の役務費は耐震診断アドバイザー派遣料の確定見込みにより、負担金補助及び交付金は、建築物耐震改修等事業補助金の申請確定見込みにより減額するものでございます。

道路橋りょう費、道路維持費は財源更正です。道路新設改良費は町単独道路改良事業費の確定見込みにより委託料と工事請負費を減額。社会資本整備総合交付金事業の補助対象事業費の確定により工事請負費、公有財産購入費、補償金を減額するものです。橋りょう維持費は財源更正でございます。

58、59ページをお願いいたします。河川費、河川総務費の負担金補助及び交付金は、事業負担金の確定により減額するものです。

都市計画費の都市下水道費は財源更正、公共下水道費の繰出金は下水道特別会計事業費の確定見込みにより減額、公園管理費は財源更正です。住宅費、住宅管理費の工事請負費は、小丸団地C棟外壁等改修工事業費確定により減額するものです。

60、61ページをお願いいたします。消防費の非常備消防費、報償費は、消防団員退職予定者の増により、旅費は火災や行方不明者捜索等の出動見込みにより増額するものです。消防施設費の工事請負費は防災行政無線戸別受信機移設工事費の確定により減額。備品購入費は消防ポンプ自動車と小型ポンプ2台の購入費の確定により減額。負担金補助及び交付金は東児湯消防組合負担金の確定により減額するものです。

教育総務費、事務局費の投資及び出資金は、自治公民館連絡協議会から寄附がありましたので、育英会に出資するものです。積立金は国際交流基金利子を基金へ積み立てるものです。教育振興費の旅費は学校運営協議会の視察研修が、日程の調整がつかずできなかったこと、外国語指導助手の帰国旅費が継続任用ということで不要になったことなどにより減額するものでございます。

62、63ページでございます。負担金補助及び交付金は、自治体国際化協会負担金の確定による減額、幼稚園就園奨励費は対象者の確定と補助対象基準額の増額に合わせての増額でございます。小学校の学校管理費は財源更正です。教育振興費の備品購入費は教材提示装置等の教材備品購入費用で、2名の方からの寄附金を充当するものです。

扶助費は西小学校の要・準要保護児童援助費の確定見込みにより減額するものです。中学校費、学校管理費は、西中学校の嘱託員報酬額の確定見込みにより減額するものです。教育振興費の備品購入費は体育用アウトドアタイマーの教材備品購入費用で1名の方からの寄附を充当するものでございます。負担金補助及び交付金は東西中学校の各種大会出場交付額が確定しましたので増額するものです。

64、65ページをお願いいたします。社会教育費の社会教育総務費、公民館費は財源

更正です。

図書館費の需用費と備品購入費は古文書等の整理用品と図書備品の購入費用で2名の方からの寄附を寄附者の意向に沿ってそれぞれの費用に充当するものでございます。歴史総合資料館費、家老屋敷費は財源更正でございます。

美術館費の負担金補助及び交付金は特別企画展負担金が確定しましたので、減額するものです。

66、67ページをお願いします。保健体育費の体育施設費、学校給食費は財源更正です。農林水産施設災害復旧費の農地災害復旧費と農業用施設災害復旧費は工事請負費の確定による減額です。公共土木施設災害復旧費は財源更正で、単独災害復旧費の委託料は事業費の確定により減額するものでございます。

以上が、歳出でございます。

続いて、歳入を御説明申し上げます。14ページ、15ページをお願いします。

町民税の法人税は、設備等への投資による経費が増大していると判断される企業もありますが、高額納税企業の法人税割が見込みを大きく下回っているための減額するものでございます。

町たばこ税は当初予算に税率改正の増額分と、喫煙者の減少により売上本数の減少を見込んで計上しておりましたが、見込みを上回る実績となっているため増額するものでございます。

地方消費税交付金、自動車取得税交付金は、当初見込みを下回っていることから減額するものです。地方交付税は普通交付税の額が確定したことにより増額するものでございます。

16、17ページをお願いします。分担金及び負担金の災害復旧費分担金は、農地災害復旧費分担金と農業用施設災害復旧費分担金が確定したことによる減額です。

民生費負担金は、入所者数減により老人福祉施設入所者費用徴収金を減額、保育園児が増加したことなどにより私立保育園の保育料を増額するものでございます。使用料及び手数料の衛生使用料は、2区画唐木戸霊園の使用があったことにより増額、手数料の衛生手数料はし尿汲み取り手数料の実績見込みから減額するものです。

18、19ページをお願いします。国庫支出金の民生費国庫負担金については、自立支援医療給付事業費の確定見込みにより障害者医療費負担金の減額、自立支援医療費給付費等の25年度分の精算交付により障害福祉費負担金の増額、臨時福祉給付措置事業負担金は、補助金に組みかえることにより減額するもので、児童措置費負担金は保育園児が増加したこと、保育士及び入所児童の処遇改善費が加算されたことなどから増額、子育て世帯特例給付措置事業負担金は補助金に組みかえることにより減額するものです。保険基盤安定国庫負担金は、負担金確定により増額するものです。

総務費国庫補助金は平成25年度国の補正予算で創設されたがんばる地域交付金の確定によるもので、東西中学校のプール防水工事等に充当するものでございます。また、冒頭

に申しあげました平成26年度国の補正予算で創設されました地域住民生活等緊急支援交付金を計上しております。

民生費国庫補助金は成年後見制度利用支援事業の減に伴う地域生活支援事業補助金の減額、臨時福祉給付措置事業補助金と子育て世帯特例給付措置事業補助金は、負担金からの組みかえと事業確定見込みによるもの、保育緊急確保事業費補助金は、次世代育成支援事業の補助事業名等の変更によるもので、当初では予算措置していなかったものでございます。

衛生費国庫補助金、土木費国庫補助金、教育費国庫補助金は、それぞれの事業費の確定見込み等により増額または減額をするものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。防衛施設周辺対策事業国庫補助金は、事業費が確定したことによる減額でございます。県支出金の県負担金から次のページの委託金まででございますが、これは、ただいま説明申しあげました国庫支出金を伴う事業の県費分の負担金、補助金並びに県単事業についてはそれぞれの事業の実績見込み等によるものでございます。

24、25ページをお願いいたします。財産収入の財産運用収入、利子及び配当金は、それぞれの基金の運用利息の確定による増額です。寄附金につきましては、寄附申込者の意向を確認し、それぞれの歳入科目に計上しております。

繰入金の公共施設等整備基金繰入金は、財源の手当てができた分についての減額するものでございます。

26、27ページをお願いいたします。

諸収入の雑入は、粗大金属引き取り料のほか、西都児湯環境整備事務組合負担金等の過年度分の精算交付等による増額と、歳出のほうで説明しました青年就農交付金返還金、農地中間管理機構集積協力金を減額するものでございます。

町債につきましては、消防債以外は、それぞれの事業実績見込みに応じて減額となっております。消防債の消防ポンプ自動車購入債につきましては、一般事業債から起債充当率の高い緊急防災・減災事業債に変更することによる増額でございます。

歳入については以上でございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

繰越明許費でございますが、追加が8件でございます。

地方版総合戦略策定事業から消費喚起・生活支援事業までの7件は、国の補正予算に係る地域住民生活等緊急支援のための交付金事業でございます。

これらの事業については、今回の補正予算に計上し、27年度にかけて実施するものであることから、繰り越しを行うものでございます。

防災行政無線放送施設解体撤去事業については、機材と作業員の確保難から放送施設の解体撤去が年度内に終了しないことも予想されるための繰り越しを行うものでございます。

最後に8ページ、9ページをお願いします。

地方債補正であります。変更14件であります。変更の消防ポンプ自動車購入債は、適用起債の変更による増額で、その他は事業確定、確定見込みにより変更するものでございます。

以上で、高鍋町一般会計補正予算（第9号）の詳細説明を終わります。

○議長（永友 良和） 続いて、健康福祉課長であります。議案第3号についてのみ説明をお願いします。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。議案第3号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

補正予算書をお開きください。

まず初めに、歳出のほうから説明を申し上げます。

12ページ、13ページの上段でございます。

保険給付費の退職被保険者等療養給付費につきましては、財源更正でございます。

次に、同ページの2段目、保険給付費の一般被保険者高額療養費でございますが、これは、当初医療費の伸びを5%の増で見込んでおりましたが、昨年12月末における決算見込みが8%程度の増となっているため、2,100万円を増額するものでございます。

次に、同ページの3段目、後期高齢者支援金等につきましては、財源更正でございます。

次に、同ページの下段、介護納付金につきましては、財源更正でございます。

次に、14ページ、15ページの中段になりますが、保健事業費の特定健康診査等事業費につきましては、財源更正でございます。

次に、同ページの下段、基金積立金の準備基金積立金でございますが、これは当初予算において準備積立金の一部を取り崩して、予算に繰り入れておりました1億5,000円と同額を積み戻し、今年度の定期預金利子と合わせまして1億5,007万5,000円を増額するものでございます。

次に、歳入についてでございます。

8ページ、9ページの上段でございますが、国民健康保険税、一般被保険者及び退職被保険者国民健康保険税でございますが、これは、平成26年1月現在の調定実績に基づきまして、一般被保険者国民健康保険税900万円を、退職被保険者等国民健康保険税800万円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、同ページ中段でございますが、国庫支出金、特定健康診査等負担金でございますが、これは平成26年度交付額確定に伴いまして、56万1,000円を減額するものでございます。

次に、同ページ下段、療養給付費等交付金でございますが、これは退職被保険者の被保険者数及び医療費の減少が見込まれることによりまして、989万円を減額するものでございます。

次に、10ページ、11ページになります。

上段、県支出金、特定健康診査等負担金でございますが、これは、平成26年度交付額

確定に伴いまして、56万1,000円を減額するものでございます。

次に、同ページの2段目でございます。繰入金、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金でございますが、いずれも平成26年度一般会計負担額確定に伴いまして、合わせて1,143万5,000円を増額するものでございます。

次に同ページの3段目でございます。

繰越金、その他繰越金でございますが、これは昨年度からの繰越金1億7,273万3,000円を増額するものでございます。

次に、同ページの下段であります。

諸収入、雑入でございますが、宮崎県国民健康保険団体連合会の平成24年度積立金処分及び平成25年度決算剰余金に伴う返還金1,491万9,000円を増額するものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） それでは、ここでしばらく休憩いたしたいと思います。

午後1時5分より再開いたします。

午前11時57分休憩

.....

午後1時04分再開

○議長（永友 良和） 少し時間前ですが、全員おそろいようですので、午前中に引き続き議案第4号、議案第6号について、健康福祉課長より詳細説明をお願いいたします。健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。それでは、議案第4号平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を申し上げます。

補正予算書をお開きください。

まず初めに、歳出のほうから説明を申し上げたいと思います。10ページ、11ページになります。

10ページ、11ページの上段であります。後期高齢者医療広域連合納付金の共通経費負担金でございますが、これは広域連合の平成26年度運営経費確定によりまして73万6,000円を減額するものでございます。

次に、療養給付費負担金でございますが、これは平成26年度決算見込み額確定に伴いまして276万9,000円を減額するものでございます。

次に、療養費市町村負担金でございますが、これは広域連合が取り組んでおります療養費支給申請に係る審査業務委託分の負担金確定に伴いまして4万1,000円を減額するものでございます。

次に、8ページ、9ページになります。8ページ、9ページの上段でございますが、繰入金の一般会計繰入金でございますが、事務費繰入金につきましては財源調整による減額でございます。

次に、共通経費負担繰入金、療養給付費負担繰入金、療養費市町村負担金繰入金でございますが、いずれも歳出に合わせまして、それぞれの額を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、同ページの下段でございます。繰越金でございますが、これは前年度からの繰越金でございます。

以上でございます。

次に、議案第6号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

補正予算書をお開きください。

まず初めに、歳出のほうから説明を申し上げます。

10ページ、11ページをお開きください。同ページの上段であります。総務費、一般管理費の委託料についてでございますが、これは介護保険制度改正に伴う一定所得以上者の負担割合の引き上げ、高額介護サービス費の計算方法の変更、予防給付の総合事業への移行、保険料段階の変更、住所地特例の見直しに対応するための介護保険システム改修費でございます。

次に、同ページ2段目及び3段目についてでございますが、保険給付費、施設介護サービス給付費及び特定入所者介護サービス費の負担金補助及び交付金についてでございますが、これは特定入所者介護サービス費が不足することから、施設介護サービス給付費430万円を減額し、同額を特定入所者介護サービス費に増額するものでございます。

次に、同ページの下段、地域支援事業費の二次予防事業費及び一次予防事業費の委託料についてでございますが、これは一次予防事業の利用者がふえたことによりまして、一次予防事業費が不足することから、二次予防事業費70万6,000円を減額し、同額を一次予防事業費に増額するものでございます。

次に、12ページ、13ページになります。上段でありますが、地域支援事業費の介護予防事業費でございますが、これは財源調整を行うものでございます。

次に、同ページの下段、基金積立金、介護給付費準備基金積立金についてでございますが、これは定期預金利子21万9,000円を増額し、介護給付費準備基金への積み立てを行うものでございます。

次に、歳入についてであります。8ページ、9ページになります。

8ページ、9ページの上段になりますが、国庫支出金、介護保険事業費補助金でございますが、これは介護保険システム改修費用に対する国からの補助金でございます。

次に、同ページの2段目、財産収入、利子及び配当金についてでございますが、これは介護給付費準備基金の定期預金利子でございます。

次に、同ページの3段目、繰入金、その他一般会計繰入金についてでございますが、これは一般会計から介護保険特別会計への一般事務費繰り入れとして88万1,000円を増額するものでございます。

次に、同ページの下段、雑入についてでございますが、これは「脳健康教室」の受講料でございます。

次に、4ページになりますが、これは介護保険システム改修事業費176万3,000円について、年度内に事業が完了できない見込みがあるために繰越明許費の設定を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 続いて、議案第5号につきまして詳細説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。それでは、議案第5号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

初めに歳出からよろしく申し上げます。12ページ、13ページでございます。

土木費、総務費の報償費につきましては、下水道受益者負担金の一括納付者がふえたため前納報償金を増額するものでございます。同じく、委託料につきましては、接続者の増により下水道使用料徴収事務委託を増額するものでございます。

次に、施設管理費の需用費の消耗品費、光熱費でございますが、浄化センターの薬品費及び電気料の増により増額するものでございます。

次に、公共下水道費の委託料につきましては、今年度の事業がおおむね確定したことに伴う減額でございます。

次に、公債費でございますが、利子につきましては地方債償還金利子の確定に伴い減額でございます。

続きまして、歳入でございます。8ページから11ページになります。

まず、8ページでございます。負担金につきまして、下水道負担金でございますが、受益者負担金の一括納付者の増、それから徴収猶予解除に伴う納入実績による増額でございます。

次に、使用料及び手数料でございます。下水道使用料でございますが、滞納繰越分の納入に伴い増額するものでございます。

次に、国庫支出金、土木費国庫補助金でございます。社会資本整備総合交付金でございますけども、国庫補助金の確定に伴います減額でございます。この減額につきましては、浄化センターの長寿命化に伴う実施設計、耐震設計を見ていた分でございます。

次に、繰入金でございます。一般会計繰入金につきましては、財源調整により減額するものでございます。

次に、10ページでございます。町債でございます。下水道事業料がおおむね確定したことに伴う減額でございます。

続きまして、地方債の補正でございます。4ページ、5ページでございます。先ほど説明いたしました土木債が減額となりましたので、限度額の補正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明は終わりました。

日程第15. 議案第7号

日程第16. 議案第8号

日程第17. 議案第9号

日程第18. 議案第10号

日程第19. 議案第11号

日程第20. 議案第12号

日程第21. 議案第13号

日程第22. 議案第14号

日程第23. 議案第15号

日程第24. 議案第16号

日程第25. 議案第17号

日程第26. 議案第18号

日程第27. 議案第19号

日程第28. 議案第20号

日程第29. 議案第21号

日程第30. 議案第22号

日程第31. 議案第23号

日程第32. 議案第24号

日程第33. 議案第25号

日程第34. 議案第26号

日程第35. 議案第27号

日程第36. 議案第28号

日程第37. 議案第29号

○議長（永友 良和） 次に、日程第15、議案第7号高鍋町課設置条例の一部改正についてから、日程第37、議案第29号平成27年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上23件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第7号高鍋町課設置条例の一部改正についてから、議案第29号平成27年度高鍋町水道事業会計予算についてまでを、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第7号高鍋町課設置条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、第6次高鍋町行財政改革大綱の実施計画に基づき、高鍋町収納向上対策本部会議において、徴収体制の一元化について協議、検討を行った結果、平成27年度から町営住宅の家賃及び駐車場使用料の徴収に関する事務を、現行の建設管理課から税務課に移管す

ることとなったため、条例の課の分掌事務の規定中、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第8号高鍋町行政手続条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、平成26年度6月に行政手続法が改正され、行政機関が行う処分及び行政指導の手續きに関し住民、事業者等の救済手段の充実・拡大が図れることに伴い、本町の条例においても法律と同様の改正を行うものでございます。

次に、議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、新たに中学校において町単独で非常勤講師を配置するため、条例の非常勤職員に支給する報酬の額の規定中、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第10号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、昨年の人事院勧告の給与制度の総合的見直しに基づき、所要の改正を行うものでございます。改正の主な内容といたしましては、本年4月からの給料表の引き下げ及び災害時等への対応のため、管理職が平日深夜に勤務した場合の管理職特別勤務手当の新設でございます。

次に、議案第11号高鍋町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、小学校就学前としておりました子供に対する医療費助成を小学校卒業までに拡大して行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第12号高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の制定に伴い、母子及び寡婦福祉法の名称が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第13号高鍋町介護保険条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、介護保険法施行令、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令及び第6期高鍋町介護保険事業計画に基づき、介護保険料を改定するものでございます。また、介護保険法の改正により介護予防、日常生活支援総合事業等について、その円滑な実施を図るため経過措置を規定するものでございます。

次に、議案第14号高鍋町子どものための教育・保育給付の支給認定に関する条例の制定についてでございますが、本案につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、子供が幼稚園や認定こども園、保育所の利用をする際に必要となる認定に関する事項を定めるものでございます。

次に、議案第15号高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定についてでございますが、本案につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園、認定こども園及び保育所を利用する際の費用に関する事項を定めるものでございます。

次に、議案第16号高鍋町保育所条例の制定についてでございますが、本案につきまし

ては、子ども・子育て支援法及び児童福祉法等に基づき、保育所の名称、設置場所及び地域子ども・子育て支援事業に関する事項等を定めるものでございます。

次に、議案第17号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について並びに議案第18号教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてでございますが、本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長の身分が特別職となること、教育委員長の職が廃止されること及び教育長の職務専念義務が明確に規定されることに伴い、関係条例中、法律の改正に沿った所要の改正を行うとともに、教育長の勤務時間及び職務に専念する義務の免除について、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第19号小丸河川敷広場多目的施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでございますが、同施設は現在、小丸大橋右岸上流の河川敷広場横に建設中でございますが、本案は同施設を本年4月1日より利用開始し、適正な管理を行っていくため、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第20号高鍋町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてでございますが、本案につきましては、宮越樋管に十分な内水排除を行う排水機場を設置するための条件整備として、県道石河内高城高鍋線から同樋管に至る上江1号雨水幹線の所管がえを行い、準用河川として指定し管理するため、河川法第100条第1項において準用する河川法第13条第2項の規定に基づき、河川管理上必要とされる技術的基準を定めるものでございます。

次に、議案第21号平成27年度高鍋町一般会計予算についてでございますが、日本経済は緩やかな回復基調にあるものの、昨年4月の消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動や物価上昇、円安に伴う輸入物価の上昇などがある中で、賃金の上昇が物価上昇に追いついていないための個人消費の弱さが指摘されており、今後の経済への影響が懸念されています。

このような経済情勢において、本年1月に国が示した平成27年度地方財政対策では、地方が地方創生に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう平成27年度においては、地方交付税等の一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せしめて、平成26年度の水準を相当程度上回る額を確保するとし、一般財源総額を61兆5,000億円と、昨年度より1兆2,000億円の増額、2%の増とされたところです。

しかしながら、これは地方税収の伸びを見込んでのもので、国から地方に交付される地方譲与税や地方交付税は減額となっており、景気動向次第では財政力の弱い市町村は、財政運営に影響が出るのではないかと考えております。

さて、本町の財政事情でございますが、近年は財源調整のための財政調整基金を取り崩してきた予算編成から、基金を積み立てるまでに改善されてきておりましたが、少子高齢化の進捗に伴う社会保障関係扶助費の増高は著しく、また老朽化や災害対策のための施設・設備の改修、特別会計への繰出金、一部事務組合負担金等も高止まりが続いている上

に、景気の不透明さから町税等の自主財源の伸びは期待できず、現在は非常に厳しい状態となっております。

このような中で歳出全般の削減に努め、事業の必要性、緊急性、費用対効果を検証し、総合計画や事務事業、外部評価を勘案し、予算編成に取り組んだところでございます。結果的には、財源の目途が立たず、財源調整のため財政調整基金を取り崩さなければならない状況となりましたが、平成27年度は地方創生と社会保障の充実を加味した「次世代を担う人づくり」、「安全・安心なまちづくり」、「元気なまちづくり」の3つの重点プログラムに沿って、真に緊急不可欠な事業を取捨選択して予算編成をしております。

その結果、平成27年度一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ78億6,700万円となり、前年予算と比較いたしますと額では2億9,500万円、率にして3.9%の伸びとなったところでございます。

それでは、歳入から御説明を申し上げます。

町税につきましては、軽自動車税、たばこ税は増収となる見込みですが、町民税の個人、法人共に未だ回復が見込めず減収、また固定資産税も本年度は評価がえの年であり、減収の見込みでございます。

地方譲与税、株式等譲渡所得割交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金及び地方交付税につきましては、地方財政対策と平成26年度決算見込みから計上いたしております。

地方消費税交付金につきましては、地方消費税の税率の引き上げの影響が平準化することから増額を見込み、計上いたしました。

国県支出金につきましては、個別の制度、事業計画に基づき、見込まれる額を計上いたしております。

繰入金につきましては、取り組む事業の内容や財源の状況等から判断し、公共施設等整備基金の活用と財源調整のための財政調整基金の活用を図ることにいたしました。

町債につきましては、政策目標や事業効果等の検討、財政の健全性にも考慮し、後年度に交付税措置される地方債は有効活用すべきと判断し、計上いたしましたところであります。

続きまして、歳出予算の概要を申し上げます。

議会費につきましては、議会活性化調査研究費、姉妹都市交流費、発言時間残表示装置設置費のほか、議会運営に係る所要額を計上いたしました。

総務費につきましては、防災の拠点ともなる庁舎別館建設事業費、町史編さん事業費、町内巡回バス運行委託、マイナンバー制度周知用リーフレット作成費、移住を推進するためのPRビデオ制作業務委託、広報番組放送事業委託、県議会議員選挙費及び国勢調査費などを計上いたしました。

民生費の社会福祉費関係につきましては、新規事業である重度の身体障害者に対する訪問入浴サービス事業のほか、障害者の自立支援としての介護給付費、訓練等給付費等、基幹相談支援センター業務委託費、老人措置費、国民健康保険特別会計ほか3特別会計へ

の繰出金及び臨時福祉給付金事業費などの所要額を計上しております。

児童福祉費関係では、平成27年度から開始される「子ども・子育て新支援制度」に係る病児・病後児保育事業の新規事業を含む施設給付型給付事業費及び地域子ども・子育て支援事業費のほか、児童手当、子ども医療費助成費及び子育て世帯臨時特例給付金事業費などの所要額を計上いたしました。

衛生費につきましては、インフルエンザワクチンを初め各種の予防接種事業費、妊婦・乳幼児健康診査事業費、健康増進事業費等の母子健康事業費のほか、不快害虫ヤンバルトサカヤスデ駆除対策費、合併処理浄化槽設置事業補助金、し尿、廃棄物の処理経費及び西都児湯環境整備事務組合負担金などの所要額を計上いたしました。

農林水産業費につきましては、環境保全型農業育成支援事業補助金、米政策転換推進事業補助金、埋却地再生整備事業費、肥育素牛導入緊急対策事業補助金、豪雨対策としての羽根田排水路嵩上及び浚渫工事費のほか多面的機能支払交付金事業費、土地改良事業負担金、青年就農給付金、美しい農地形成活動補助金、アユやアワビ等の放流委託、松くい虫薬剤樹幹注入事業委託などの所要額を計上いたしました。

商工費につきましては、商店街の活性化を図るための商店街にぎわい創生事業補助金、まちなかチャレンジショップ事業補助金、商店街まちなみ景観形成事業補助金ほか、観光振興を図るための海水浴場及びキャンプ場備品購入費などの所要額を計上いたしております。

土木費につきましては、道路改良事業費、社会資本整備総合交付金事業費、蚊口海浜公園枯松処分及び整地事業費、建築物耐震改修等補助金、下水道事業特別会計繰出金などの所要額を計上いたしました。

消防費につきましては、消防団員の訓練、活動経費のほか地域防災力向上補助金、東児湯消防組合負担金、防災訓練費などの所要額を計上いたしております。

教育費につきましては、個に応じたきめ細やかな学習を展開するための非常勤講師配置事業費、いじめ防止対策推進事業費、学校運営協議会事業、問題を抱える子供等の自立支援事業費、教科書改訂に伴う教師用指導書購入費、再編交付金を活用した東小学校トイレ改修事業費、小学校パソコン更新経費のほか、学校施設環境改善交付金事業費、学校給食調理委託料などの所要額を計上いたしました。

社会教育費関係では、学校支援地域本部事業費、自治公民館運営費補助金、町営野球場得点掲示板改修事業費、スポーツ少年団姉妹都市交流事業費、図書館開館60周年記念事業費、美術館企画展示事業費などの所要額を計上いたしております。

以上、歳出の主なものでございます。

先ほども申し上げましたが、今後も義務的経費であります扶助費の伸びは抑えられず、厳しい財政運営を強いられる状況は続くものと予測されます。限られた財源の中で、予算の重点化、効率化を図りながら、行財政改革の推進に努力してまいり所存でございます。

次に、議案第22号平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてございま

すが、予算総額は歳入歳出それぞれ32億7,777万8,000円となり、前年度当初予算と比較すると11.1%の増でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計からの繰入金等でございます。

歳出では、人件費等であります総務費、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費、公債費及び諸支出金等でございます。

次に、議案第23号平成27年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ4億7,889万3,000円となり、前年度当初予算と比較すると2%の増でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では、保険料、一般会計からの繰入金、宮崎県後期高齢者医療広域連合からの特定健診等実施委託料及び温泉無料保養券助成事業に伴う交付金等の諸収入でございます。

歳出では、保険料賦課徴収等の事務経費、広域連合への納付金、健康診査及び温泉無料保養券助成事業経費等の保健事業費でございます。

次に、議案第24号平成27年度高鍋町下水道事業特別会計予算についてでございます。予算総額は歳入歳出それぞれ3億4,470万1,000円となり、前年度当初予算と比較すると16.4%の減でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では負担金、使用料、国庫支出金、一般会計繰入金、町債等でございます。

歳出では、浄化センター電気、機械設備工事委託料、人件費及び公債費等でございます。

次に、議案第25号平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ1,049万7,000円となり、前年度当初予算と比較すると0.2%の増でございます。

予算の内容は、高鍋町、新富町、木城町の介護認定審査に要する経費で、予算の主なものといたしましては、歳入では新富町、木城町の負担金及び介護保険特別会計繰入金で、歳出では委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第26号平成27年度高鍋町介護保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ17億8,064万5,000円となり、前年度当初予算と比較して0.4%の増でございます。

予算の内容は、第6期介護保険事業計画による1年目の予算となっており、予算の主なものといたしましては、歳入では保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金でございます。歳出では、保険給付費、地域支援事業費及び事務的経費でございます。

次に、議案第27号平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ1,700万6,000円となり、前年度当初予算と同額でございます。

予算の主なものとしたしましては、歳入では使用料、歳出では使用水量記帳指導やメーター検針等を行う嘱託員報酬、一ツ瀬地区の国営施設使用料及び負担金でございます。

次に、議案第28号平成27年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算でございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ41万8,000円で、予算の内容は同委員会の審査を初めとした委員会の運営に要する経費であり、予算の主なものとしたしましては、歳入では構成市町村からの負担金及び一般会計繰入金で、歳出は委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第29号平成27年度高鍋町水道事業会計予算についてでございますが、給水戸数8,829戸、年間総配水量228万5,000立方メートルを予定しての予算編成でございます。その結果、収益的収支は収入総額4億6,144万6,000円、支出総額4億6,255万5,000円でございます。

収入の主なものは給水収益で、支出の主なものは動力費、修繕費、企業債利息及び減価償却費等でございます。

また、資本的収支は収入総額5,000万3,000円、支出総額3億3,564万5,000円で、支出の主なものは企業債償還金、建設改良費等であり、収入が支出に不足する額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

以上、23件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、議員各位の皆様方にはこの後、先日議員協議会に提出されました意見書について協議をお諮りしますので、1時50分より議員協議会を始めたいと思います。第3会議室にお集まりください。お疲れさまでした。

午後1時40分散会
